

令和5年度 第2回岡山市障害者差別解消支援地域協議会 次第

令和6年1月29日(月)

13時30分～15時30分

(ほっとプラザ大供5階軽スポーツ室兼会議室)

1 開 会

2 情報共有

(1) 国の動向について

事業所の合理的配慮の義務化、つなぐ窓口の紹介

(2) 岡山市の取り組み

・上道地域センターの取り組み

・障害福祉課の取り組み ①岡山商工会議所会報への記事掲載

②岡山市障害者福祉大会 講演会

「障害者差別解消法を知って暮らしやすい岡山市を作ろう」

3 協議事項(別紙参照)

(1) 差別解消・合理的配慮に関する事例紹介

公共の場での移動について

(2) 課題について (別紙参照)

①特別支援学校の学区の考え方について

②学校が作成する個別の教育支援計画について

③重複障害(聴覚障害・視覚障害・色弱)のある方に対して、薬局での合理的配慮について

④公共の場(JR岡山駅)での移動について

⑤HIV 感染並びに高次脳機能障害のある方への支援

※HIV 感染症は進行し免疫不全になった場合は、免疫機能不全で身体障害者手帳の取得可能。

⑥送迎バス、スクールバスの置き去り防止システム装置設置の義務づけ
について

(3) 事業所への差別解消・合理的配慮に関する義務化についての普及啓発
について

〈現状〉

事業所の反応等

〈効果的な普及啓発方法〉

(4) 次回会議について

・ 次回の日程・内容 _____月_____日 () : ~ :

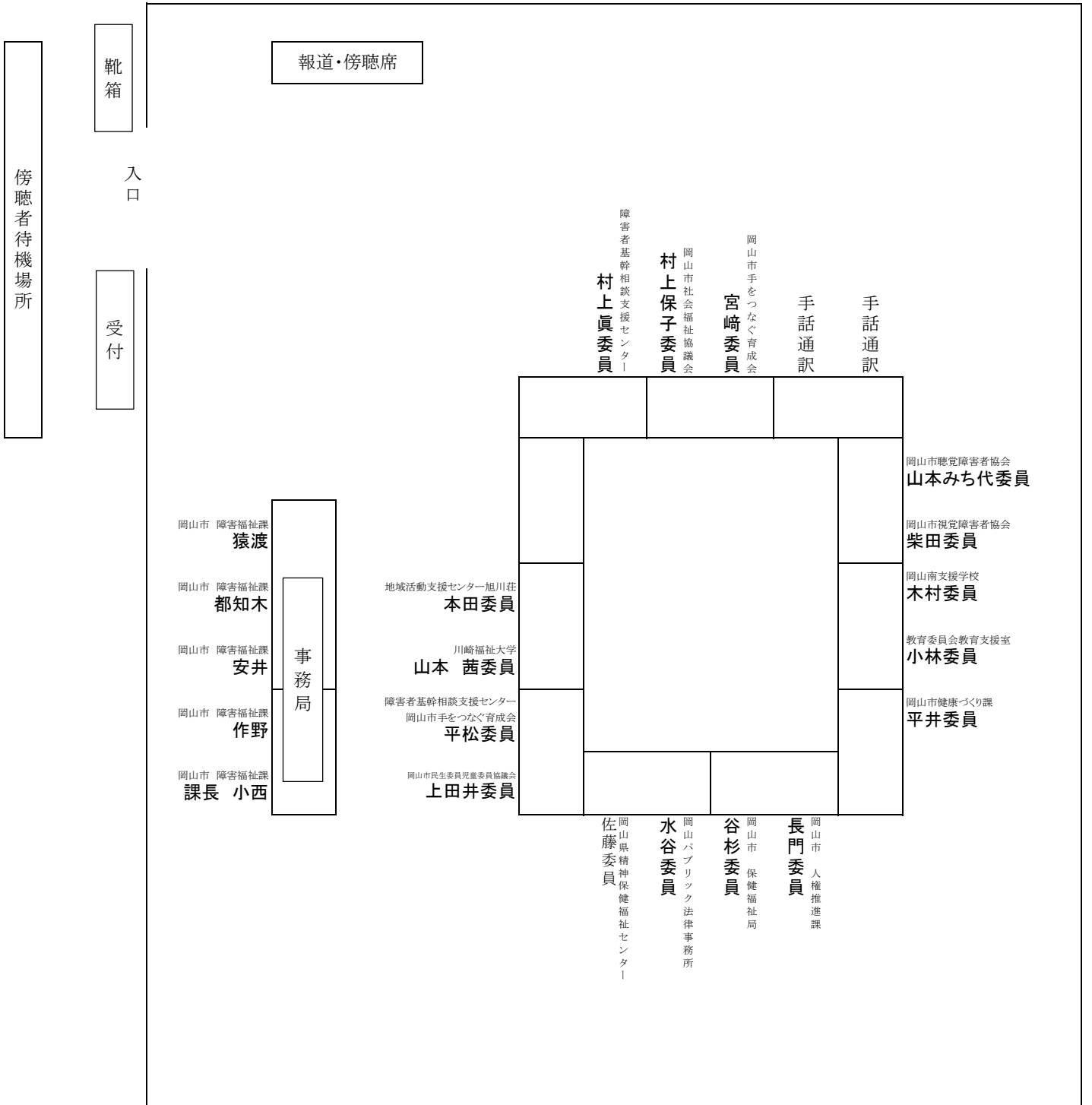
4 閉 会

令和5年度岡山市障害者差別解消支援地域協議会委員名簿

分野	団体区分	所属区分	所属団体 役職名	氏名	出欠
行政	地方公共団体	障害者施策主管部局	保健福祉局障害・生活福祉部 部長	谷杉 典子	
		人権主管部局	市民協働局人権推進課 事業調整担当課長	長門 修	
		福祉事務所	保健福祉局北区中央福祉事務所 副主査	竹下 充子	欠席
		保健所・保健センター	保健福祉局保健所健康づくり課 精神担当課長	平井 由美子	
		教育委員会	教育支援課 課長補佐	小林 朋史	欠席
		学校	岡山県立岡山南支援学校 校長	木村 泰清	
関係機関団体等	当事者	障害者団体・家族会	岡山市身体障害者福祉協会 会長	鷹取 清彦	欠席
			岡山市視覚障害者協会 総務理事	柴田 富夫	
			岡山市聴覚障害者協会 福祉対策部長	山本 みち代	
			岡山市手をつなぐ育成会 副会長	宮崎 良子	
			岡山市精神障害者団体連絡会 代表	峰政 雅臣	欠席
	福祉等	社会福祉協議会	岡山市社会福祉協議会 課長補佐	村上 保子	
		相談支援事業者	岡山市障害者基幹相談支援センター センター長	村上 眞	
			旭川児童院 地域活動支援センター旭川荘 副所長	本田 順子	
		社会福祉施設	浦安荘 副施設長	中山 真	欠席
			岡山市手をつなぐ育成会 広瀬町仲よし元所長 岡山市障害者基幹相談支援センター 副センター長	平松 啓生	
		民生・児童委員	岡山市民生委員児童委員協議会 理事	上田井 保夫	
	医療・保健	精神科医会（医師）	岡山県精神保健福祉センター	佐藤 俊介	
	法曹等	弁護士会（弁護士）	弁護士法人岡山パブリック法律事務所	水谷 賢	
学識経験者			川崎医療福祉大学 医療福祉学部 医療福祉学科 講師	山本 茜	
計				20名	

令和5年度 第2回岡山市障害者差別解消支援地域協議会 配席図

令和6年1月29日(月)13時30分～
 (ほっとプラザ大供 軽スポーツ室兼会議室)



会議録

会議の名称	岡山市障害者差別解消支援地域協議会（令和5年度第2回）
開催日時	令和6年1月29日（月）13時30分～15時30分
開催場所	ほっとプラザ大供 軽スポーツ室兼会議室 （北区鹿田町）
出席者	委員 15 人（別紙のとおり）
会議内容	別添次第のとおり
会議資料	別添のとおり（次第、名簿、配席図、資料）
会議録の作成方法	要点記録

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）
<p>1. 開会</p> <p>1) 保健福祉局障害・生活福祉部 障害福祉課長 小西 一郎 挨拶</p> <p>第7期岡山市障害福祉計画並びに第3期岡山市障害者福祉計画を策定中。福祉計画に合わせ、市内で実施した福祉に関するアンケート調査で、「差別や嫌な思いをすることがあるか」という問いに対して、「ある」「少しある」を合わせると55%の方がそのような思いをしたことがあると回答。また、「差別や嫌な思いをした場所」についての質問に対しては、「学校」「職場」「外出先」「住んでいる地域」が上位を占め、「医療機関」や「障害福祉サービスを受給する事業所」などの障害を持っている方の身近な場所でも経験している。岡山市において半数以上の方が、そのような経験をしているということは、重く受け止めなくてはならないと思っており、障害への理解が広がっていない。いよいよ4月から、企業など事業者に対して合理的配慮の提供が義務付けられる。今回の法改正は、日常生活の上で様々な影響を及ぼすことになり、必ず社会全体の意識改革に繋げなければならないものと考えます。岡山市においては、市民一人ひとりに、法の趣旨を理解してもらい、意識・関心をもってもらい困っている障害者を見かけたら、声をかけたり行動できる人が増えるように周知、啓発の取組を進めていこうと考えている。</p> <p>2) 水谷岡山市障害者差別解消地域協議会会長 挨拶</p> <p>障害者差別解消のために日頃、取り組んでおられる委員の皆様方に感謝申し上げます。本協議会の役割は、関係機関での差別解消のための事例の共有、ネットワークづくりを目的として設置された。本年は大きな動きのある1年がスタートすることになる。平成26年に障害者差別解消法が制定されて10年が経過。令和6年4月1日から民間事業者についても合理的配慮が法的義務となる。国や自治体が法的義務を課するとしても、民間事業者にも同様に課せるかどうかについては、大きな議論があった。10年たってやっと法的義務になり、罰則はないが、法的義務となる以上、事業者は報告を求められたり、助言や指導、勧告されたりする場面が出てくるかと思</p>

う。このため、本協議会でも合理的配慮とは何か、事業者としてのサービス提供はどうすればよいか、啓発、普及が今後の大きな課題となると思う。

2. 情報共有

(1) 国の動向について

- ①令和6年4月1日 事業所の合理的配慮の義務化について
- ②内閣府「つなぐ窓口」の紹介

(2) 岡山市の取り組み

- ①上道地域センターの取り組み
- ②障害福祉課の取り組み
 - ・岡山商工会議所会報への記事掲載
 - ・岡山市障害者福祉大会講演会「障害者差別解消法を知って暮らしやすい岡山市を作ろう」

3. 協議事項

1) 差別解消・合理的配慮に関する事例紹介

- ・公共の場での移動について

〈事例紹介〉※別紙参照

柴田委員→知らないところに行く時は、移動支援をお願いすると安心して外出できる。今日はここまで、白杖をつきながら、単独歩行で自力でくることができた。急な病院の受診などの場合は、タクシーで病院まで行って受診後再度タクシーで帰宅。ただ、最近は周りの方もこちらから「すいません。〇〇に行きたいのですが。入り口はこちらですか」と尋ねると、皆さん親切に誘導してくださったり、チケットの購入や等のアドバイスをしてくださったりと、親切に対応いただいている。周囲の方のほうが積極的に声をかけてくれる。「どちらに行かれるのですか」など言ってもらったら、「お時間今大丈夫ですか」と尋ねてから、「大丈夫ですよ」と言われたら「〇〇に行きたいのですが、手引きをお願いしてもよろしいですか」とお願いする。

水谷会長→周りから積極的に声掛けをしてもらうことが増えているのですね。

2) 課題について

- ①特別支援学校の学区の考え方について

〈事例紹介〉※別紙参照

木村委員→就学するにあたって就学先を決定するときは、教育、医学、心理学など専門的な知識のある方に意見を聞いて、地域の学校の状況、支援すべき内容、保護者の意見を聞きながら、総合的に考慮して適切な就学先ということで決定している。その中で、次に学区というものが決まる。学校によっ

て就学のエリアというものが決まっているので、肢体不自由の支援学校が近くにあるけどエリアで区切られているので、土田の支援学校に就学することになったということ。学区に基づいた在籍をしていくことが原則なので、その辺りの理解をしていただければと思う。ただ、そのうえで本児の障害の状態であるとか家庭環境によって個別に検討していくこともあると思う。学区の枠がなくなると就学の見通しが難しくなってくる。個別対応をしていくとは言えないが、状況によっては検討していくこともあるのではないかなと思う。

平松委員→どこに相談に行けばよいのか、現在通っている学校に相談したが、学区で決まっている学校に来てもらっていると言われ、それ以上の説明もなく、県教委にお願いしてもあまり良い回答は得られなかった。隣の学区に相談しても、今行っている学校があるからと断られた。家族としては、協議をしてもらいたい。

水谷会長→例外の措置はないのですか。

木村委員→保護者の送迎ということが、第一の理由ということになると、例外としては認められにくいのではないかなと思う。合理的配慮というのは、障害のある子どもが、学校で教育を受けるにあたって壁がある場合その壁を何とかしなければならぬ、という場合に行うものであって、保護者の送迎が大変だからというのは、難しい。

先ほど、平松委員がおっしゃった、本人の障害の状況や、体調によって医療的ケアなどを加味していく場合であれば個別に検討している場合があるのではないかなと思う。学校間での話し合い及び県教委を含めての話し合いになるのではないかなと思う。

水谷会長→例外の有無ではなく、個別事情により対応していくということで間違いないですか。個別対応の中で、学校側は合理的配慮をしていくということになると理解してよいか。

木村委員→対応が可能であれば、合理的配慮がされたというが、学区の変更が認められてしまうと、単純にこっちの学校の方がいいからという理由で変更になってしまう場合につながる恐れがある。本人の様子、障害の状態などを考えたうえで検討をすべきであれば検討していくということになると思う。全く検討しませんという訳ではないと思う。

②学校が作成する個別の教育支援計画について

木村委員→個別の教育支援計画には合理的配慮の欄がある。合理的配慮は学校が一方的に提供するものではないので、本人、保護者の意見を尊重して記載されているもの。家族や本人が求めることが必ずしもすべて対応できるものではないので、学校及び保護者が、話し合っ合意形成していくものです。学校側は、担任、特別支援コーディネーター、保護者から出た意見

を担当が学年で共有し検討し、合理的配慮ができるとなれば決定をしていく。例えば、漢字が苦手だということがあれば、フリガナをつけるとか、ひらがな表記をすとか、依頼があった場合は、学年等で協議し、合理的配慮の提供が可能となれば共有し合意形成していく。音に対して敏感な子に対しては、このような時はイヤマフを付けさせてほしいとか、見通しが持ちにくい場合には、個別のスケジュールを活用したり、コミュニケーションがとりにくい場合にはコミュニケーションカードの活用などがあると思う。

〈建設的対話の事例〉中学校入学前の相談で落ち着くことができなくなるので、クールダウンのための個室を用意してほしいということがあった。その児専用の部屋は用意できないが、みんなで使えるクールダウンの部屋はあり、誰もいないときはそこを一人で使用することはでき、何人かで使うこともあるかもしれない。また、その児は見通しが持てなくなったり、落ち着かなかったりすると動きが止まることがあるので、教室で動けなくなったときは、他の生徒を教室から出してほしいという依頼があった。他の子どもたちの学習の保障ができなくなるので、どうか、その子を別室に連れていき落ち着くまでいさせて、落ちついたら教室に帰るという方法を取っていきましよう提案し、合意形成を図り実施した。

水谷会長→個別の教育支援計画とはいつ作られるのか。入学時に作られるのか。毎年若しくは定期的に見直したりするのか。

木村委員→支援が必要ということが分かれば、例えば、普通校の特別支援学級から、特別支援学校に来る場合は、支援学級の在籍中に個別の支援計画が立てられていて、支援学校に入学時にそれを受けて、新しい環境になったときに保護者等と話をし、支援が必要な方に作ることになっていて、毎年見直しをする。例えば高等部に入学するときに、配慮が必要なことを記入してもらい、個別の教育指導計画に落とし込んでいく。

水谷会長→障害の種類等で、個別に配慮が必要なことが変わってくると思うが。

木村委員→障害種別にもよるが、例えば聴覚に障害がある人が、小学校・中学校で学となれば、座席を前の方にして欲しいという要望が当然にあると思う。知的障害においても様々だ。

平松委員→特別支援学校は、よく話を聞くので、市教委はどうかかと思っていたが、欠席されているので残念。小学校・中学校では知的のクラスだけではなく、情緒障害のクラスもある。情緒のクラスではまた違った配慮がいると思うので、小中学校の義務教育の時に岡山市がどのように取り扱っているのか、配慮がどうなっているのか、またの機会でも伺えたらと思う。

③重複障害がある方に対する、薬局での合理的配慮について

〈事例紹介〉※別紙参照

柴田委員→私も2か所の病院から薬の処方してもらっている。飲んでいる薬は、11種類あり、自分だけではどうにもならないので、薬局で、朝飲む薬、夜飲む薬というように分けて袋に入れてもらって家に持って帰る。家に帰ったら、家人に分けてもらい、朝のボックスと夜のボックスに分けて管理。ボックスには、朝・夕と書いている点字のシールを貼っている。

佐藤副会長→薬については、診察時に説明をするが、実際には診察時間は短いのので、実際の詳しい説明は、薬局で薬剤師にしてもらっている。最近は訪問薬剤指導で、家まで出向いてもらって薬の説明をするサービスがある。主治医に伝えてもらったら、派遣してもらうことも可能。また、訪問看護を使って薬の管理をお願いでき、既存のサービスを使いながら、難しい薬の説明を丁寧にしていく必要があると思う。

事務局→岡山県薬剤師会の岡山市支部に問い合わせをした。本件のような事例についても、合理的配慮という観点からも理事会等で検討していかなければならない事例であると認識頂いていた。薬局によっては点字テプラを持っていて対応している薬局もある。まずは合理的配慮を申し出てもらえればという話だった。

本田委員→私も、訪問看護や訪問薬剤等をまず考えると思う。合理的配慮って思いつかなかったが、様々なケースがあるのだなと思った。

④公共の場（JR 岡山駅）での移動について

〈事例紹介〉 ※別紙参照

事務局→山陽新聞掲載の駅における段差解消に関する合理的配慮の記事紹介。

⑤HIV 感染並びに高次脳機能障害のある方への支援について

〈事例紹介〉 ※別紙参照

佐藤副会長→HIV 感染とはヒト免疫不全ウイルスに感染した状態。エイズとは HIV に感染した人が、後天性免疫不全症候群を発症した状態。ウイルスには感染しているが、症状が発症していない人もいる。血液を介さなければ感染しない病気で、HIV と聞くと非常に偏見を持つ人もいる。支援者も含めて、ちゃんとした情報がまだまだ知られていないと思う。ウイルスによって感染の仕方が異なることをしっかり知ってもらい、感染防止対策をきちんと理解してもらうことで、HIV を持っている人であっても支援を拒否する理由は何もないので、教育が足りていない事例かなと思った。

免疫不全とは、免疫力という外から来たばい菌と戦うことを免疫と言って、皆さん免疫を持っていることによって、少々の風邪等を撃退することができるのだが、HIV に感染してエイズを発症してしまうと免疫力が低下するとと言われていて、免疫不全と言っても幅がある。

高次脳機能というのは、高次とは思考したり認知したりという高度な脳の機能で、高次脳の機能が何かしら障害を持つという状態。例えば認知症は、物

忘れとかという話を聞くとと思うが、物忘れというのは高次脳の機能の障害ということになる。高次脳機能というのは多くの種類があり、高次脳機能障害もたくさんの症状がある。たくさんの種類の障害の集まりと思ってもらえればと思う。この方がどのような高次脳障害を持っているかわからないが、遂行機能（物事を順序だてて行うこと）など様々な障害がある。脳のどの部分の機能が失われるかによって障害が変わり、種類の幅が広い障害。様々なタイプパターンがあるので、偏見を助長しやすいと思う。

水谷会長→どのようなサービスが受けられなかったのか。

村上委員→ヘルパー、就労継続支援、短期入所サービスについての要望に対して HIV 感染者ということで断られた。家の中での家事、手伝い。物忘れ、遂行機能が阻害されると、身の回りのことが難しくなってしまう。間違っただけ先入観であるとか、誤解によって正しい対策をすれば必要なサービスを受けられるということに対して理解普及が、今後合理的配慮をさらに進めるにあっても民間・行政も含めて理解していかなければならない。

水谷会長→4月から民間事業所にも合理的配慮が義務化され、自治体にあたっては以前から義務化されていた。自治体から民間に対する周知徹底、民間事業所についても理解してもらわないといけないということですか。感染症に対する知識不足による偏見と言えらると思う。行政から何か説明できることはあるか。

事務局→事業所に対する感染症に関する正しい知識の普及は大切です。事業所を指導する部署、感染症対策の部署等と連携を図りながら、対応を検討してまいりたい。

⑥送迎バス、スクールバスの置き去り防止システム装置の設置の義務付けについて

山本委員→プラスで新しいものを作る際に、障害者も一緒になって対策していった方が良いのではないかと。作ってからではなく、作っていく段階で、一緒に考えるのが良いのではないかと。

事務局→国の基準では、ブザー音で車内・車外に知らせるというものですが、音と同時に光でも知らせる装置も販売されており、運転者や駐車場などの周辺環境によっては、そういったものを選んでるようだ。

木村委員→支援学校のスクールバスには置き去り防止装置は設置されている。どのような仕組みで残っている子供を感知するのかと思っていが、エンジンを切ると後方のブザーが鳴って、ブザーを止めるためには後方までスイッチを押しに行かなければならない。行く中で目視で確認するというもの。動きを感知するものもあるのかもしれないが、台数も増えれば予算もかかるので、確保できないところではないかと思う。実際には添乗するものがスイッチを押しに行く際に確実に確認するというのを徹底するという事。これを付けることによって、添乗する者もバス会社もより厳重に子ども

たちのおろし忘れが無いか確認している。

3) 事業所への差別解消・合理的配慮の義務化についての普及啓発について

事務局→岡山市としては、障害福祉課のHPに義務付けについて掲載、リーフレットを区役所等に配置、商工会議所とタイアップで中小企業に周知等しているが、特にそれによって何か反響や相談があったということはない。ただ美容室を開業に当たりどのような配慮をしたらよいかという問い合わせが1件のみあり。

(委員の)皆様のところに事業所等からの相談など、義務化にあたり反応があったら教えていただきたい。他に何か、効果的と考えられる啓発方法があればご教示いただきたい。

水谷会長→様々な公共の場所に啓発用ポスター等貼ってある。例えば、セクハラ防止、残業時間、男女共同参画社会、最低賃金の改訂のポスターなど新しい法律や施策ができれば周知は行っているが、ポスターだけで周知ということはなかなか難しいところ。

私は弁護士ですが、例えば残業110番、セクハラ110番など、様々なことをすればマスコミが反応して110番にかかってくる電話内容を集積して分類検討する。最も大切なのは、各事業所にこのように変わりますということをどのように研修やPRをしていくかということ。この美容室の方は素晴らしいと思う。

山本委員→以前はろう者の理容室は多かったが最近は減少。経営者の高齢化もあり減っているのが現状。

柴田委員→はりきゅうマッサージで視覚障害の方も多と思うが、個人で経営したり4、5人のグループで経営したり、資格なしで営業している人もいる。無資格者が営業することは言語道断ですが、これを取り締まる罰則等があるかというところがあるが無きにごとくというところ。

水谷会長→視覚障害・聴覚障害者の就職先に理容室やはりきゅうマッサージの治療院が多かったがだんだん様変わりしている。健常者が進出して障害者の就職先が減ってきているのも事実。街中でクイックマッサージ等の無資格の施術が問題になっているが、なぜ取り締まられないのか。

柴田委員→視覚障害者は国家資格を取得している。フットマッサージやクイックマッサージの施術者は無資格。私的には資格があつてクイックマッサージ等を施術するのはセーフだとは思いますが、そのあたりがはっきりしていないところが、我々から言うと違反なのではないかと思う。

水谷会長→法律的には、クイックマッサージは、はりきゅうマッサージにあらず、リラクゼーションであるとされてセーフとされている。では、リラクゼーションとは何かと言われても法律的な定義はない。グレーな状況になって結

果的に視覚障害者の就職先を減らす結果になっている。本来は、合理的配慮によって障害者の就職先もどんどん増えるはずが、その辺りが逆行しているという印象。そういう意味でも、普及啓発というのは大切な課題。もちろん、ポスターだけでなく、障害者団体からの声、行政からの民間事業者への働きかけ、さらに何より、声を上げていくということが大事と思う。

4) その他

宮崎委員→毎年障害者スポーツ大会がある。これは、障害者が競技を通じスポーツの楽しさを体験することと共に県民の障害に対する正しい理解と認識を深め、障害のある人たちの社会参加を促進するものとある。しかし、今年度の障害者スポーツ大会には、適正に大会を運営するために、参加標準記録を設け参加者の制限を設けるとなっている。ボーリングとフライングディスクについて、標準記録を超えないと参加できない。今までは誰でも参加できていた。これは、合理的配慮に逆行するのではないかと育成会でも話題になった。

5) 次回協議会 7月下旬～8月上旬ごろ予定。

3 閉会